

# 受益権を有する信託に係る将来負担額の算定基準（将来負担比率）

○ 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額については、以下の基準に基づき、将来負担額に算入。

## 1. 旧信託法(大正11年法律第62号)に基づく信託

次の算定方法により算出

**受益権を有する信託に係る将来負担額 = (① 当該信託事業に係る負債) - (② 当該信託事業に係る資産)**

① 当該信託事業に係る負債 … 受益権を有する信託事業によるビル建設等に係る借入金残高等

② 当該信託事業に係る資産 … 受益権を有する信託事業により建設したビル等の評価額(※1)等

※1 次のいずれかの方法により評価

a : 不動産鑑定士による鑑定評価

b : 収益還元法による評価(当該信託の直近3か年度の純収益の平均/ビルの還元利回り)

c : その他の合理的な手法により評価(a又はbの方法による評価により難い特別の事情がある場合)

ただし、地方団体に対する費用補償請求を排除・制限する別段の定めがある場合は、上記算定額を別段の定め定めるところに従い調整した後の額とする

## 2. 新信託法(平成18年法律第108号)に基づく信託

**原則として、ゼロ**

ただし、地方団体に対する費用補償請求を認める信託法第48条第5項の合意がある場合は、上記算定額(①-②)を当該合意の内容に従い調整した後の額とする